

市の融資制度の金利が下がりました

制度を充実させ市内の中小企業事業者の経営を応援します

市は中小企業者向けの融資制度として、中小企業振興資金と小口零細企業資金、新規創業融資の3つの制度を設けています。昨年の東日本大震災や、昨今のユーロ不安や円高などによる不況を考慮し、24年度から融資制度の金利を一部引き下げました。3つの融資制度に共通する事項は次のとおりです。

■**融資対象** 市内に主たる事業所がある法人または個人事業主

■**償還期間** 5年以内

■**取扱金融機関** 市内の金融機関（福岡銀行の各支店、佐賀銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、大牟田柳川信用金庫の各支店、福岡県南部信用組合の各支店）

中小企業振興資金

■**資金用途** 運転資金や設備資金

■**融資限度額** 1250万円（小口零細企業資金や新規創業融資資金で借入残高があるときは、その借入残金を引いた金額）

■**利率** 年1.80%（ただし、セーフティネットの1号から6号に認定されている場合は1.60%）

小口零細企業資金

■**資金用途** 運転資金や設備資金

■**融資限度額** 1250万円（ほかの保証付き融資を受けているときは、その借入残金を引いた額）

■**利率** 年1.60%

新規創業融資

昨年度まで、この制度で融資を受けるには、「開業費の3分の1を自己資金として有すること」となりましたが、今年度からこの条件をなくし、自己資金がなくても融資の対象となります。また利率も年1.75%から1.60%に引き下げています。

■**資金用途** 創業に必要な運転資金や設備資金

■**融資限度額** 500万円

■**利率** 年1.60%

■**融資条件** 市が毎年秋に行っている、新規創業セミナーの2日間の受講が必要（他自治体で開かれている同趣旨のセミナーの受講完了証でも可）

問い合わせは、取扱金融機関か市商工振興課商工係（☎77・8763）まで。



勤労者向け融資制度をご存知ですか

生活に必要な資金を最高150万円 年利1.75%で融資します

市では、市内の勤労者（給与所得者）の皆さんに対し、生活環境の向上・維持を目的に、低金利で融資を行う、柳川市勤労者福祉資金制度を導入しています。勤労者の皆さんぜひ活用ください。

■**対象者** 市内に1年以上居住し、市税を完納している給与所得者で、確実に返済する見込みがある人

■**資金用途**

▷生活資金（入学資金、冠婚葬祭資金、医療資金、災害資金など）

▷自分が住むための家に必要な家具や電化製品などの動産取得資金

▷通勤するための自家用車の購入

▷自分が住むために購入する住宅や土地などの不動産取得資金

■**融資限度額** 150万円（不動産取得資金は200万円）

■**償還期間** 5年以内

■**利率** 年1.75%

■**取扱金融機関** 福岡県南部信用組合三橋支店（☎72・5238）、九州労働金庫柳川支店（☎73・5511）

問い合わせは、取扱金融機関か市商工振興課商工係（☎77・8763）まで。

買い物や契約のトラブル 気軽にご相談ください

柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）を大和庁舎に開設

近年、オレオレ詐欺に代表される、消費者トラブルが多発し、その内容は劇場型詐欺や悪質訪問販売、インターネット利用者に対するワンクリック詐欺など、手口は巧妙で複雑になってきています。

そこで柳川市とみやま市は、消費生活問題の専門相談窓口として、4月2日から市役所大和庁舎1階に「柳川・みやま消費生活センター」を開設します。

センターでは専門の資格を持った相談員が対応します。相談は無料。面談と電話のどちらでも相談に応じます。秘密は厳守します。困ったときや悩んだりしたときは、早めに相談してください。

■**相談専用電話** ☎76・1004

■**所在地** 市役所大和庁舎1階

■**受付日時** 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）、午前9時～午後0時15分、午後1時～午後4時30分

■**センターが行う業務**

消費者相談 商品やサービス、契約のトラブルについての苦情や相談を受け付けています。消費者の立場に立って考え、解決のためのお手伝いをします。電話での相談や、相談内容によっては消費生活センターでの面談も行います。また、商品・サービスについての問い合わせなども受け付けます。

出前講座 「悪質商法による被害を未然に防ぐための啓発講座」を地域の公民館などで行います。講師派遣は無料です。

消費生活相談員さんを紹介します

消費生活センターでは、坂梨むつ美さん（福岡市）と古賀政美さん（大牟田市）の2人の消費生活相談員が、皆さんからの悩みや心配ごとの解決を手助けします。



坂梨 むつ美さん

困りごとや悩みごととは一人で抱え込まないで、ご相談ください。

2人はともに消費生活専門相談員などの資格を持ち、問題解決のための助言をするほか、和解に向けたあつせんをすることもあります。まずは、電話でご相談ください。



古賀 政美さん

一緒に解決方法を探しましょう。お気軽にご相談ください。

ケース1 無料点検

「屋根を無料で点検しましょうか」と業者が自宅を訪れた。無料ならと思い点検させたが、「瓦がずれている。このままでは危険なので、すぐに修理をした方がいい」と言われた。断っても帰ろうとしないので、高額だったが仕方なく修理工事を契約してしまった。しかし、あまりに工事費が高いので解約したい。

♥ アドバイス

このケースは専業主婦や高齢者がターゲットとされ、市内でも発生している事例です。「無料で点検」などと言われても簡単に依頼しないことが大切です。無料の裏には、高額な工事や商品販売目的の可能性があります。工事が必要なときは、いくつかの業者から見積りを取り比較しましょう。また、このケースは訪問販売に当てはまります。クーリングオフ期間内であれば、工事の有無にかかわらず無条件で解約できます。

ケース2 社債の勧誘

A社の社員を名乗る人物から「代わりに社債を購入してくれたら、2割の手数料を上乗せして買い取る。絶対に損はしない」という電話があった。その言葉を信じ、代金を振り込んだが、その後、連絡がつかず、買い取りもないので、だまされたことに気付いた。

♥ アドバイス

このケースは主に一人暮らしの高齢者がターゲットとなりやすく、ここ1年間で県内でも1億円以上の被害が出ています。「あなただけ」「必ずもうかる」などの誘い文句を信じてはいけません。知らない業者や不審な業者から勧誘があったら、契約する前に消費生活センターへ相談してください。

悪質商法 最近の事例紹介